

練馬区要保護児童対策地域協議会
関係機関 各位

練馬区教育委員会事務局こども家庭部
子ども家庭支援センター所長 橋本 健太
(公印省略)

子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業への協力について(依頼)

日頃より、区の要保護児童対策にご理解・ご協力をいただき、真にありがとうございます。

当センターでは、児童虐待の対応や早期発見のため、区内保育所、幼稚園など児童が所属している施設を訪問しています。訪問においては、児童や家庭に関する状況をお伺いするとともに、施設職員からのご相談に応じるほか、子育て支援に関する情報を提供しています。

つきましては、受入にご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

記

1 訪問職員

子ども家庭支援センターまたは地域子ども家庭支援センター(委託)の職員

2 訪問

年度内に数回

事前に日程調整の連絡をします。

3 個人情報の取扱いについて

区の要保護児童対策地域協議会の取組として、児童福祉法第 25 条の 3 に基づく協力要請により、児童に関する情報提供をお願いします。また、訪問職員は児童福祉法第 25 条の 5 に基づく守秘義務を遵守します。

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) <抜粋>

第 25 条の 2

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第 25 条の 3

協議会は、前条第 2 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第 25 条の 5

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

4 資料

別添チラシのとおり

(事業についての問い合わせ)

練馬区立子ども家庭支援センター地域連携係 電話 03-3993-8155

関係機関を
訪問しています

こんなときは、ぜひ相談を！

連絡なく、たびたび子どもを
休ませる家庭がある

子どもの身体や衣類、
食事が気になるものの
状況が改善しない

気になる家庭について
虐待かどうか、判断に迷う



保護者が子育てに悩んでおり、
専門的な支援が
必要かもしれない

保護者と子どもの関係に、
心配な点がある

練馬区 子どもを守る地域ネットワーク 巡回支援

子ども家庭支援センターの職員が、区内関係機関を訪問します。

関係機関と顔の見える関係を作り、児童虐待の発生予防・早期発見を図ります。

施設職員からの、子ども家庭全般に関する相談をお受けします。

必要に応じて、支援を行う関係機関をご紹介します。



気になる子ども・虐待に関することの相談・連絡先

担当の

子ども家庭支援センター

児童相談 練馬係	3993 - 9170
児童相談 光が丘係	3993 - 9172
児童相談 石神井係	} 3995 - 1108
児童相談 大泉係	

地域子ども家庭支援センター

地域子ども家庭支援センター 練馬	6758 - 0141
地域子ども家庭支援センター 光が丘	5997 - 7759
地域子ども家庭支援センター 貫井	3577 - 9820
地域子ども家庭支援センター 大泉	3925 - 6713
地域子ども家庭支援センター 関	5927 - 5911



へご連絡ください。

(事業に関するお問合せ)

子ども家庭支援センター 地域連携係 3993 - 8155



子ども虐待防止
オレンジリボン運動



練馬区

子どもを虐待から守るために

地域で見守る みんなの子

☎0120-248-551

子ども家庭支援センター

月～金曜…午前8時30分～午後7時

土曜 …午前8時30分～午後5時

夜間、日曜・祝休日は いちはやく ☎189

児童相談所虐待対応ダイヤル



©2011
練馬区
ねり丸

こんなことがあったら、相談してください



保護者の方へ

- 子育てが辛い、苦しい育児に疲れている
- 子育ての不安を話せる人が周りにいない
- ついイライラして、子どもに手をあげてしまう
- 子どもといるのが嫌になり、無視したり、拒否したりしてしまう… など

地域の方へ

- 不自然な傷やあざのある子がいる
- 小さい子どもを残して、親がよく外出している
- 子どもがたびたび、または長時間家の外に出されている
- 子どもの泣き声が絶えず聞こえてくる
- 子どもが暴力を受けている現場を見た… など

相談者・連絡者の秘密は厳重に守られます



「こども記者（中学生リポーター）」募集要項

1 趣旨・目的

東京都では、子供の笑顔につながる子供の目線に立った様々なアクションを展開する取組として、「こどもスマイルムーブメント」を展開しております。

この取組の一環として、「こどもスマイルムーブメント」で実施する取組やその取組に参加するアンバサダー、参画企業・団体の先進的取組を、子供たちが主体性を発揮しながら自ら取材、撮影し、その様子を記事や動画等を通じて発信していきます。

つきましては、下記のとおり「こども記者（中学生リポーター）」を募集します。

2 募集概要

(1) 募集対象

ア 令和6年4月1日現在、東京都内に在住又は在学の中学生及びそれに相応する学籍又は年齢の者

イ 活動内容が、インターネット動画メディア、ホームページ、SNSやイベント等で発信されることに、ご了承いただける方

ウ 東京都の広報活動（SNS、広報紙等）において、活動中の写真や動画を使用することに、ご了承いただける方

(2) 募集期間

令和6年4月25日（木曜日）から令和6年5月31日（金曜日）23時59分まで

(3) 募集人数

15名程度

(4) 応募方法

こどもスマイルムーブメント HP の応募フォームに必要事項等を入力の上、ご応募ください

(5) 参加者の決定

応募者多数の場合には、応募理由等による選考を実施し、令和6年6月14日（金曜日）（予定）までに選考結果をご連絡します。

3 「こども記者（中学生リポーター）」の活動

(1) 事前ワークショップ

記者の仕事について取材の仕方、機材の使い方など子供たちの役割や取材に必要な知識を伝え、子供たちが実際の企業取材を円滑に行えるようにレクチャーする。

開催日：令和6年6月30日（日） 予備日：令和6年7月7日（日）

(2) 取材、記事・動画制作

こどもスマイルムーブメントの取組や、その取組に参加するアンバサダー、参画企

業・団体の取組を、子供が主体となって取材し、記事や動画を制作します。

ア 参画企業・団体への取材

時期 令和6年7月下旬～令和6年8月下旬（予定）

イ こどもスマイルムーブメントの各取組への取材

時期 令和6年10月～12月の土日祝日及び冬季休業日（冬休み）に3回程度予定しています。

※1 取材は2～3人を1グループとし、各グループ1～2回程度を想定していますが、応募状況により変更となる場合があります。

※2 取材先につきましては、選定後にスケジュール調整し決定します。

※3 上記ア、イ以外にも必要に応じて取材を行う場合がございます。

ウ 記事・動画制作ワークショップ

開催日：令和6年8月25日（日） 予備日：令和6年9月1日（日）

※1 こどもスマイルムーブメントの各取組については、各イベント終了後、随時制作過程に入るため、全体のワークショップは行いません。

※2 作成した記事や動画はこどもスマイルムーブメントの公式ホームページや公式 SNS、雑誌等に掲載予定です。

4 その他

- (1) 「こども記者（中学生リポーター）」の活動に当たっては、イベント保険は事務局側で加入するとともに、参加者の安全を確保するよう努めますが、参加者の不注意及び過失による事故等については責任を負いかねますことを予めご了承ください。
- (2) 活動に伴う交通費・通信費（オンラインによる記事・動画制作が発生した場合など）等は、自己負担となります。
- (3) 参加できるWeb環境がない場合でも、個別に対応します。
- (4) 取材等で使用する基本的な撮影機材については、無料で貸し出します。
- (5) 別紙「個人情報の取扱いについて」に同意した上でご応募ください。
- (6) 参加に当たっては、必ず保護者の同意を得てください。
- (7) 参加者の個人情報は、本活動の実施に必要なとされる作業の範囲外において、本人の許可なく使用されることはありません。
- (8) 個人情報は、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に管理します。
- (9) 活動の様子を撮影した写真や動画等をインターネットや報告書等で公開する場合があります。
- (10) 選考結果や評価等に対する個別の質問には回答しません。
- (11) やむを得ない事情により中止又は内容が変更となる場合があります。
- (12) 応募の際に虚偽の内容を申請した場合、第三者のメールアドレス、その他の個人情報等を不正に使用した場合、当選権利を無効とする場合があります。

(13) 今後行われる東京都の「こどもスマイルムーブメント」関連イベントへの出演、東京都子供政策連携室のその他の事業にご協力をお願いする場合があります。

5 問合せ先

東京都こどもスマイルムーブメント事務局

メールアドレス：jimukyoku@kodomo-smile.metro.tokyo.lg.jp

電話：03-5213-0815（受付時間：10時00分～17時00分 土日休日を除く）

附 則

この要項は、令和6年4月25日から施行する。

個人情報の取扱いについて

「こども記者（中学生リポーター）」（以下「本事業」という。）の参加に際して、下記の内容に同意いただいた上で、お申し込みをお願いいたします。

- 1 ご提出いただきました個人情報は、本事業に関する連絡及び確認のための利用目的でのみ使用いたします。
- 2 ご提出いただきました個人情報の安全管理措置として、漏洩、滅失又はき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- 3 ご提出いただきました個人情報は、上記1で記載した利用目的に必要な範囲で、個人情報の全部又は一部を預託・共同利用する場合があります。個人情報を預託・共同利用する場合には、一定の個人情報保護水準を満たしている委託先・共同利用先を選定し、個人情報の取扱いに関する契約締結等の措置を講ずるとともに、委託先・共同利用先に対する必要かつ適切な監督を行います。

共同利用者の範囲：本事業に係る「令和6年度こどもスマイルムーブメント包括的PR委託」の
受託事業者

共同利用の管理責任者：東京都

共同利用する個人情報の項目：ご提供いただく全ての個人情報
- 4 ご提出いただきました個人情報は、下記の場合を除き、第三者に開示又は提供いたしません。
 - (1) 参加者及び保護者の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、参加者及び保護者の同意を取ることが困難な場合
 - (4) 利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託する場合
 - (5) 法人合併、法人分割、営業譲渡その他の事由によって事業の承継が行われる場合
- 5 ご提出いただきました個人情報について、参加者本人又は保護者本人の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去及び第三者提供の停止）の請求に、遅滞なく対応させていただきます。開示・訂正・削除のご希望がございましたら、東京都までお問い合わせください。